



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



法隆寺大鏡第六十集挿圖(補遺)



第一、西院經樓 下層桁行四尺四寸深四尺六寸六分
軒高廿六尺一分棟高四尺六寸

圖は最近修繕の功を竣へたる際の撮影にかゝり、一見新様の觀ありと雖も、第五十八集に掲げたる鐘樓と全く其構造手法等を同うせるものにして、勿論同時の建築なりとす。蓋し古代の伽藍建築に於ける常制としては、鐘樓に對する建物は鼓樓なるべきに、本寺にありては稱建當時より鐘樓に配するに鼓樓の形式を有する經藏を以てして、其名稱さへも特に經樓とは呼べるなり。古記を按ずるに天平年間(西紀資財帳に樓二口、一口鐘樓長三丈一尺廣一丈八尺又古今一陽集に大經藏二口長三丈八尺四寸三寸百濟國來朝經論安之云々とあり。據て以て此特例の由来を徵すべきなり。

第二、勸學院門 棟高八尺一寸三分方立内法六尺三寸三分柱徑八寸
棟下高八尺三寸方口高五尺六寸三分柱徑八寸

此門に関する記録詳ならずと雖も、様式手法等の特徴を視るには正しく鎌倉時代の四脚門にして、しかも其が代表的な建築なり。

第三、上十門 方柱高八尺二寸七分柱徑八寸
方立内法六尺四寸七分柱徑八寸

此上十門は地藏院又の名南大門坊の門にて、永享十一年(隆慶律師の本願もて建立せられしこと古今一陽集に記載あり。又此名稱は通常瓦拾皮等を以て葺くべき場處に土を上げたるより出でたるものにて、本来は武家の正門なり。然れば鎌倉時代以降盛に世に行はれたりしものなるべけれど、現今にては唯此一字を遺すのみにして、他は盡く湮滅に歸するに至れり。

第三、御物 金銅覆鉢 通高一尺四寸六分徑二尺二寸三分

現在の五重塔露盤及水煙は元祿年間大修繕の時に取替へたるものに

て、全部鐵製なれども、當初の露盤及水煙の金銅なりし事は殆ど疑ふべからざる所なれば、假令震災風害等により覆障して大破せりとすも、之が一部の殘存は有り得べき事と爲さざるべからず。而して今此覆鉢を見るに其の寸法は現在の鐵製覆鉢に比すれば聊か小形なれども、形狀に於ても銅色に於ても飛鳥時代の舊物として肯定するを得べきものなれば、之を當初の露盤の覆鉢と信じて更に不可なきが如し。若し夫れ此鉢面の上部に極めて不釣合たる小文字を以て講刻したる保元三年十月九日の銘あれども、固より銘文の體を成さず、鑄製當時のものに非るは尤も明瞭なれば、こは悉く保元に大修繕の營をせし時便宜此鉢面に年月を刻したるものと考ふべきものなり。

第四、御物 廣東幡及廣東小幡

此大小の幡は聖德太子尊經御講設の時用ひ給ひし御物にて、世に太子廣東と稱ふる最上の廣東製を中心にして様々の絹帛を縫綴ぎ飾りて之を製したり。殊に又大幡の方には真紅の總及鍍金金具を附けたるなど結構言はれかたなき御物なれども、今は破損の恐れありて手をさへ觸れ難ければ、止むなく箱の儘(大幡高四尺一寸五分幅二尺四寸五分之を指影したるを道誠とす)

第五、御物 蜀江錦(飛鳥時代)原寸

一は膳紀御下帶袖は聖德太子御袂製と傳ふ(第十四)

第六、御物 繡佛殘缺(奈良時代)

繡佛といへるもの天平時代盛に製作せられしことは流記資財帳等に記載あれども、其完備せるものは既に湮滅して、唯此種殘缺を見る





のみ、亦以て至貴至重なる遺品と謂ふべきなり。

第七、御物 錦裂及聖武天皇玉帶(奈良時代)

一は傳へて藕糸袷と稱するもの、他は聖武天皇御玉帶なり。前者は金銀泥輪漆革宮(竊は此宮の竊せに納められ後者は黒無地漆革宮に收めらる。而して此等の宮は皆奈良時代の製作なれば、これらの御物いづれも奈良時代其儘に今日迄保存せられたるは明かなり。亦尊からずや。

第八、御物 行信大僧都漆鉢及木鉢(奈良時代)

漆鉢は所謂乾漆にて奈良時代の特技なれば、大僧都の所持せしといふ寺傳は疑ふべくもあらず。又木鉢は黒漆を施せるのみなれども、形状頗る古訓あれば同じく奈良時代の物なるべし。

第九、御物 木彫着色伎樂面(奈良時代)

右の内左の一面は半製品にて木地の儘なれば、却つて刀法の妙味を窺ふに便なり。且又これに作者の變書と覺しく墨にて女の顔面を畫けり。

第十、御物 木彫着色伎樂面(奈良時代)

左一 一尺一寸五分 同二 一尺一寸五分 同三 一尺一寸五分

第十一、御物 木彫着色伎樂面(奈良時代)

左一 一尺一寸五分 同二 一尺一寸五分 同三 一尺一寸五分

第十二、御物 木彫着色伎樂面(奈良時代)

左一 一尺一寸五分 同二 一尺一寸五分 同三 一尺一寸五分

第十三、木彫着色及夾紵伎樂面(奈良時代)

左一 一尺一寸五分 同二 一尺一寸五分 同三 一尺一寸五分

以上は寺傳に百濟國味摩の將來と爲せりと雖も、何れも奈良時代末期及び前期の製作と見るべきものにて、技術神に入り精妙驚くに堪へたり。

第十四、御物 木彫還城樂面(奈良時代)

總體朱根來瑣にて眉及び裏面に黒漆を施し、眼及び齒には金銅を張り、而して角及牙は後もの補ひなり。裏面に朱漆にて源信氏永仁四年七月七日と記したり。

第十五、御物 白河法皇御輿鋸及高燈臺

御輿鋸は吹玉俗に言ふ南京玉を巧みに綴りて組成せるものにして、白き玉の地に黒き玉の文字を現はし、赤青白の玉を用ひて其周縁を飾りたり。而して其文字の宋代の習味あると物質の全く舶載品なるを考ふれば寺傳の信ずべきは勿論、又珍貴の遺品たるを失はず。高燈臺は高二尺四寸七分、臺徑八寸四分、反照板徑八寸九分あり。柱及臺は黒漆塗、反照板は胡粉地に着色にて繪を着けたり。此類の燈臺は珍らしきものに非れども、これが其の根源なることは其等を法隆寺短檠と稱するにても明かなり。

第十六、御物 大升及升(足利時代)

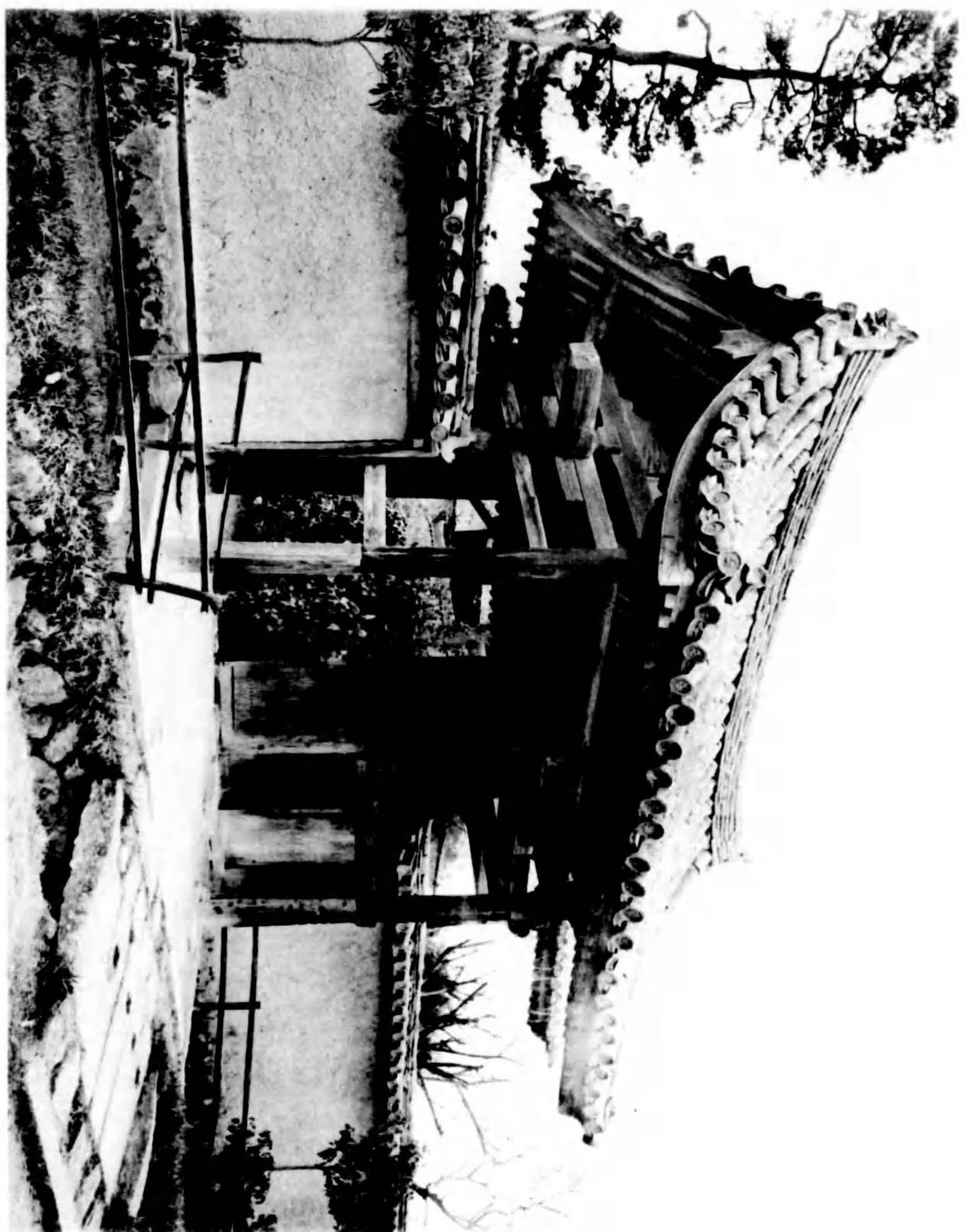
大升に文字なく、五個の一升升には左の文字を刻みたり。第一の升には上宮王院、第二にはシラ屋敷地子升、坊米、第三には同音經食、文明甲八月日沙汰人、第四には上宮王院、長祿三卯五月三日地子升、楊生所、又第五には上宮王院、觀音講升、康正二卯二月日、堂司重秀と是なり。

第十七、西院伽藍平面圖(附法隆寺現境內平面圖)



京都府京都市東山区

1912



上海圖書館藏



西十五



鉢形銅釜

大正十一年

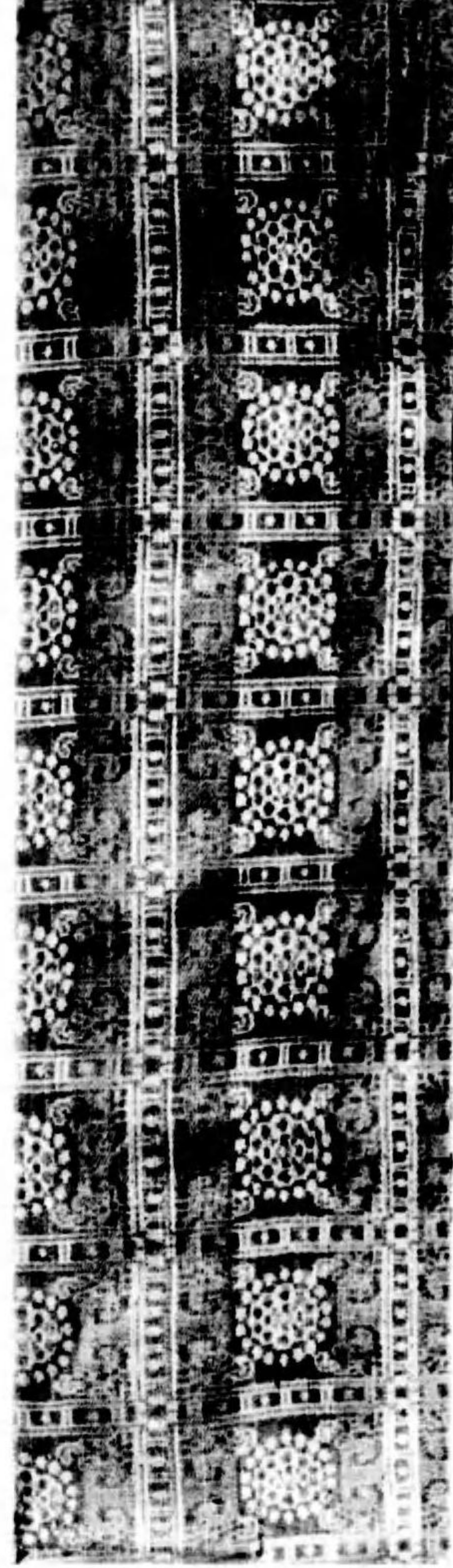


圖一 羊毛織物



圖二 羊毛織物

中國科學院

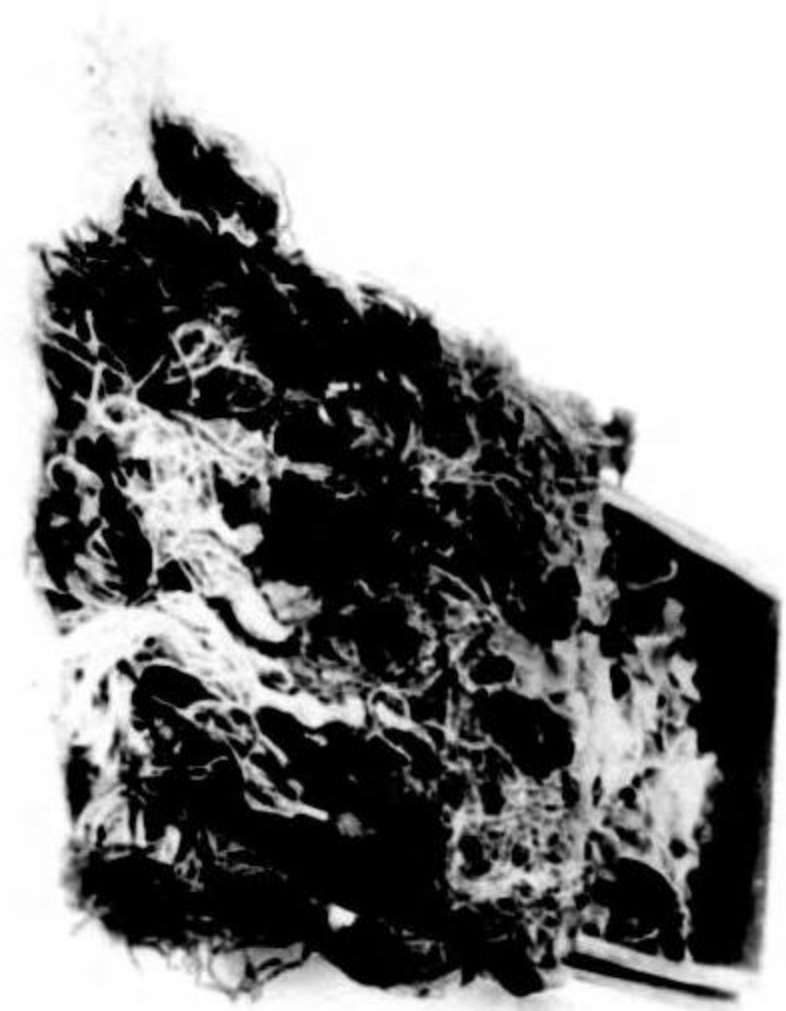


南京博物院藏

南京博物院藏



蜀绣



1871

1871



御物 行信大出部運録



御物 木録

行信大出部運録



PLATE 10

PLATE 10

PLATE 10



大智度論卷之九 佛面

大智度論卷之九 佛面



木地色仕甲白

木地色仕甲白



京都府立総合資料館蔵



面梨伎色若半木 物也



面梨伎色若半木 物也

京都府立総合資料館蔵



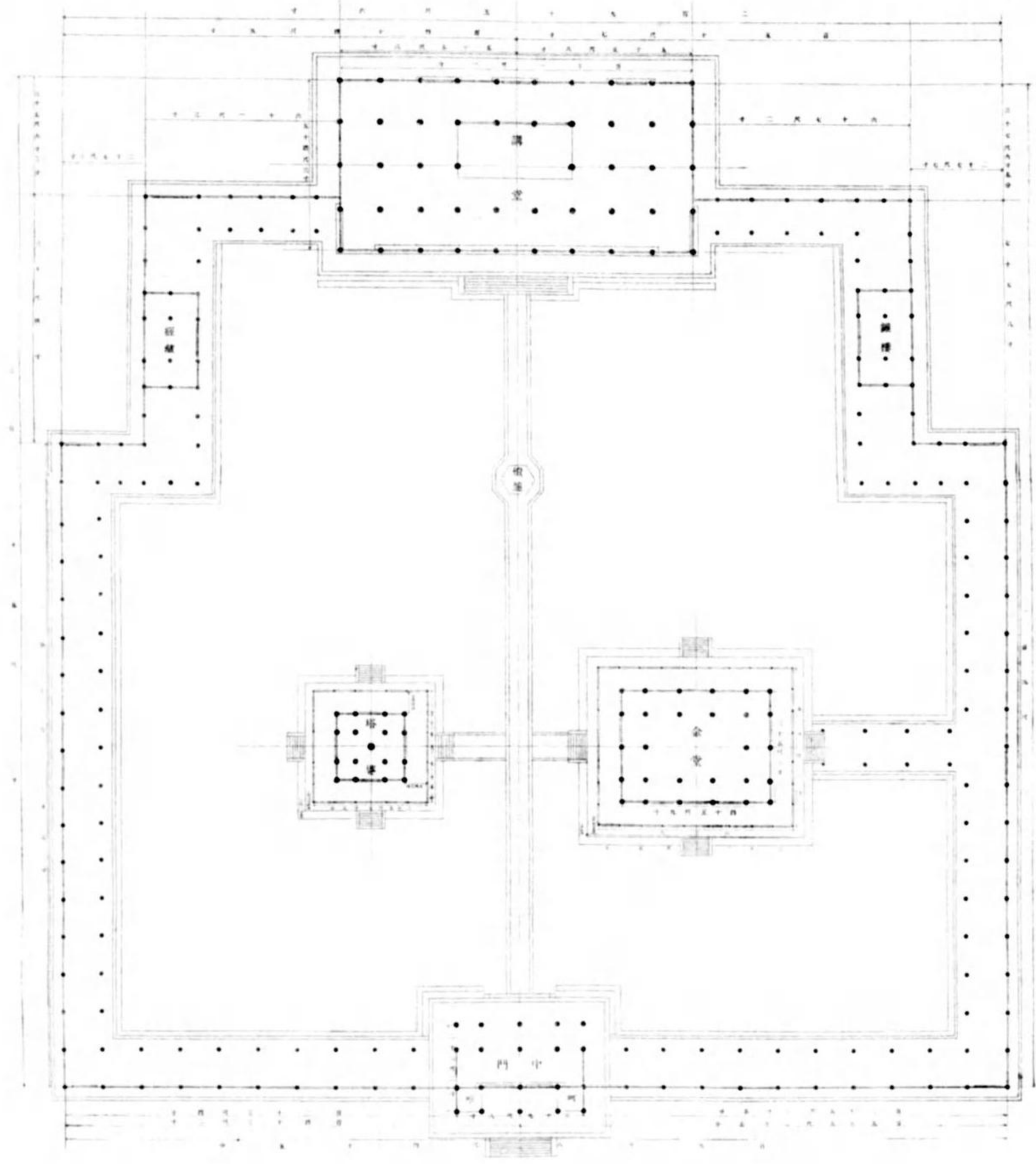
木車正城雙面

木車正城雙面

欠



欠



西門中堂圖

西門中堂圖



湖南平内地理与法

大正八年五月五日印刷
大正八年五月十五日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

東京市下谷區上根岸町百廿二番地
發行者 白石村治
東京市下谷區中根岸町六十八番地
印刷者 武田勝之助
東京市下谷區中根岸町六十八番地
印刷所 墨彩堂

終